

令和3年8月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和3年8月20日(金)

開会 午前9時31分

閉会 午前10時4分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	欠
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

6番 中島 俊男 委員 7番 西依 誠 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 高田 千津子

第3 付議案件

議案第1号	人事異動について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農用地利用集積計画について	12件
議案第4号	空き家に付随した特例農地の指定申請について	1件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	4件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	2件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 高田千津子 石松智美

6. その他出席

木附良介

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより、令和3年8月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は、現時点で10名、今のところ欠席の連絡はあっておりませんが、一応定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておることをお知らせいたします。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号6番、〇〇〇〇委員と議席番号7番、〇〇 〇委員を指名いたします。なお、本日の会議書記につきましては、事務局の〇〇氏をお願いいたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

まず初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、人事異動の発令についてでございます。

事務局のほうから説明等をお願いいたします。

事務局

議案第1号、人事異動の発令について、8月1日付けで市長部局の異動に伴いまして、農業委員会事務局の職員につきまして異動を発令いたしました。

1ページをお願いいたします。

〇〇〇〇主任が市長部局へ異動者され、後任として〇〇〇〇主査が任じられております。

以上、説明とさせていただきます。

議長

非常に残念でございますけれども、4月に局長退職、係長異動でございましたけれども、引き続きまして、今回、〇〇職員のほうが人事異動ということで、非常に残念に思うところでございます。事務局の説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。

(発言する者なし)

それでは、ないようでございますので質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

異動された方からの御挨拶をお願いいたします。

(前任・新任者からの挨拶)

ただ今、異動された方からの御挨拶がございましたけれども、前任の〇〇主任につきましては大変御苦勞さまでございました。また、後任の〇〇さんにつきましては、これからどうぞよろしくお願いをいたします。

前任者の〇〇主任につきましては、公務のため退席をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。どうもお疲れでございました。

それでは、議案第2号を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請について4件、5筆であります。

議案第2号、番号1の案件について審議をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について4件、5筆の申請がございました。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人が経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございました。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号2の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号3の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、番号3の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、それぞれ記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号4の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、番号4の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〇〇委員。

1番委員

1番〇〇です。譲受人の方につきましては、実際に農業をされているかどうかお尋ねをいたします。

議長

事務局、よろしく申し上げます。

事務局

事務局からですけれども、譲受人の〇〇さんにつきましては、耕作をされているということと聞いております。

1番委員

はい、分かりました。

議長

ただ今、〇〇委員のほうから耕作をしているか否かというお尋ねがございましたけれども、ほかにございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号4の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について12件、21筆でございます。

議案第3号、番号1から番号12につきましては一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

3ページから6ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により12件、21筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、6ページの農用地利用集積計画集計表をもとに一括して御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございます。合計が2万8,586平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物目「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございます。合計で賃借権が16件、2万5,488平方メートル。使用貸借権が4件、3,098平方メートルとなっております。総合計20件、2万8,586平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は1件、地目「田」の設定面積は1,673平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人11名、借人9名、渡人1名、受人1名、申請枚数は12枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、議案第3号、番号1から番号12の案件について質疑を求めます。

(発言する者なし)

では、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1から番号12の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号、空き家に付随した特定農地（10ページで「特例農地」に訂正）の指定申請について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、7ページをお願いいたします。

議案第4号、空き家に付随した特定農地（10ページで「特例農地」に訂正）の指定申請について1件、1筆の申出がございました。この特定農地（10ページで「特例農地」に訂正）とは、鳥栖市空き家バンクに登録された空き家に付随した農地で、特例で下限面積を引き下げることによって、鳥栖市へ移住したい方の選択肢を拡大し、移住・定住を促進するととも

に、遊休農地等の発生防止、解消を図るために、農地法第3条の許可ができるように指定するものです。

議案第4号の詳細については、別冊資料1の空き家に付随した特例農地の指定申請審査調書を御参照願います。

調書の1ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については記載のとおりです。農地の位置については、2ページの地図のとおりでございます。御確認のほどをよろしくお願いいたします。

申請農地につきましては、ここ数年、耕作されていない遊休農地で、空き家所有者と申請者は同一であることから、指定可能な農地と判断をいたします。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

〇〇委員。

11番委員

11番委員の〇です。担当委員として一言申し上げます。

8月16日、会長と私と〇〇委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。今回の申請地は、〇〇町と〇〇町との境にある、〇〇町の集落に近い位置にある農地です。

空き家の南に隣接する農地で、地目は田となっておりますが、ここ数年は耕作されておらず遊休農地になっております。このままでは、空き家と一緒に農地もますます荒廃すると思われれます。遊休農地等の発生防止、解消を図るためにも指定はやむを得ないと考えます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ただ今、〇委員から追加の説明をいただきましたが、ほかに御意見等ございましたら。

〇〇委員。

3番委員

3番の〇〇です。ちょっと小さいことですが、これ、特定農地の指定申請が本当ですか、特例農地の指定申請が本当ですか。こっちの、4号議案のほうには特定農地の指定申請って書いてありますけれども、こっちの別冊のほうは特例農地の指定審査と書いてありますけれども、どちらが本当でしょうかね。

議長

事務局お願いいたします。

事務局

すみません、事務局のほうからです。

議案が間違っておりまして、調書のほうの――要領としても、特例農地ということにさせていただいているので、すみません、議案のほうの訂正をお願いします。

3番委員

はい、分かりました。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、議案の7ページですね、議案第4号空き家に付随した「特定」ではなくて「特例」農地の指定申請についてということで、修正方よろしくお願いをいたします。

ほかに、ございましたら。

(発言する者なし)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、8ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用届につきまして2件、3筆の届出が提出され、市街化区域農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、9ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移転に係るものが4件、4筆提出され、市街化区域農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、10ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして2件、5筆の合意解約をした旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より報告をいたしました。各委員の皆様方のお目どおし方、よろしくお願いをいたします。

次に、その他の事項で委員の皆様から何かございましたら、よろしくお願いをいたします。

(発言する者なし)

それでは、ないようでございますので、事務局から何かございましたら。

(資料の配付)

事務局

そしたら、その他ということで、先日、農地法第18条の賃貸借の解約の申請書が提出をされております。

申請の内容につきまして、お配りした資料により説明をさせていただきます。

申請人は、貸人の〇〇さんで、申請がありました農地については、〇〇町〇〇〇番地、地目は「田」、面積が1,301平米となっております。位置図を最後のページに記載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

こちらの農地は、平成20年に農地法第3条の許可申請により、貸人、〇〇さん、借人、〇〇さんで賃借権の設定がなされております。賃貸借の内容としましては、3条の申請により、平成20年3月4日から平成21年3月3日まで。賃借料は、10アール当たり標準小作料を支払うとなっております。

18条申請の申請区分は、賃貸借の解約、申請理由は、平成28年以降、賃借人は当該農地を耕作しておらず、当該農地は荒廃をしており、非農地化していること。申請人は、県と市で進めている新産業集積エリア事業に同意をしており、同事業用地内にある申請地について、過去、合意解約に向けて話し合いをしてきたが、どうしても合意解約の了承を得ることができないことを理由とされております。

今後につきましては、○地区の農業委員さんたちにも同席をいただきながら、借人の○○さんへ、申請のあった農地についての聞き取りを行いたいと考えております。

聞き取り後には、県の常設審議委員会及び市の定例委員会に諮ることになります。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長

はい、ありがとうございます。この件につきましては、○地区で今進められております新産業集積エリア事業地内にある農地でございます。資料の一番最後の位置図で、場所等を表示されているところでございます。なかなか解約が進まないということで、過去に2回ほどこういうふうな手続をなされているようでございますけれども、なかなか合意に達していないということで、今回、再提出をなされているということでございます。今回、この件については、御報告のみということでお知らせをさせていただきました。

今後につきましては、この件、進捗なりやりとり関係、ございましたら皆様方に御報告と差し上げたいと考えておりますので、今日につきましては、こういうことがあったというような報告までにお留め置きさせていただきたいと思っております。

ほかに、何かございましたら。

(発言する者なし)

事務局のほうもないですかね、ほかに。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なかですね。それではないようでございますし、議案の審議も終了いたしましたので、次回の鳥栖市農業委員会定例会につきましては、令和3年9月17日金曜日、9時30分より、本庁の2階第1会議室です。この場所じゃなくて2階の第1会議室のほうで開催予定をいたしておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____